

第五章 現代における旧三村の成立

但馬ちりめん始祖渋谷伊右衛門に対する
追賞状文とその墓碑



(中山字今在の墓地)

追賞状

資母村ノ内中山村

故 渋谷 伊 右 衛 門

凡一百数十年以前、縮緬製造業を率先企図し、師を丹後国峯山町より招聘し斯業を開始すと古老之口碑に伝ふ 以来倍々幸運に向ひ、資母村工業の大部を占め前途有望の事業たり 完く率先者の誘導と奨励の結果、後進者に於て本村縮緬業組合の設置等を組織し専ら殖産の好運を来したる、其功績顯著にして永く忘るべからざるものとす

右資母村私立勸業支会の薦告により、其の功績を賞し金壹円を寄贈し靈前に供す

明治三十二年十二月十七日

私立出石郡勸業会頭

山 田 豊 吉 印

出 石 郡 郡 長

(資母村誌「年表」より)

第一節 明治維新と諸企業の抬頭

一、明治の生誕

慶応四年(二六八)一月官軍より次のような布告が発せられ、ここに徳川三〇〇年の封建制は崩壊し、明治の新政が行われるようになった。しかしそれは上部構造の変化であつて、末端の山村ではなお五人組があり、宗門改めにも似た調査や布告が令達されていた。

布告

慶喜天下之形勢不得已越察

大政返上將軍職辭退相願候付断然

就聞食□□之罪不被為同列藩上□

可被仰付□く處豈斗や大坂城江

引取候旨趣素々詐謀ニ而去三月麾下之者を

年々剩へ帰國被仰付會桑等者

先鋒とし亭

闕下を奉犯候勢現在彼を兵端を開き候

上者慶喜反状明日始終奉欺

朝廷之段大逆無道其罪不可逃此上者於

朝廷御宥恕之道茂絶果不被為得己

御追討被仰出候抑会端玩ニ相開候上

速ニ賊徒誅戮萬民塗炭之苦を被為救度

叡慮ニ候間今般仁和寺宮征討將軍ニ

被任候付而ハ是迄偷安怠惰ニ打すき

或ハ両端をいたき或ハ賊徒ニ随ひ居候者

た里とも真に悔悟憤發

國家之為盡忠之志有之候如奉ハ寛大之

思食ニ而御按用可被為在候尤此時節ニ至リ

不辨大義賊徒謀を通シ或ハ潜居為致候者ハ

朝敵同様嚴刑可被處候間心得速

無之様可致候事

官軍

慶應四戊辰年正月

執事

定

一、人たるもの五倫の道を正しくすべき事

一、鰥寡孤獨癱疾のものを憫むべき事

一、人を殺し家を焼き財を盗む等の悪業あるまじき事

慶應四年三月太政官

定

一、何事によらずよろしからざる事に大勢申合候を徒党となえ徒

党して強いて願ひ事企だつるを強訴といひあるいは申合居町居

村をたちのき候を逃散と申て堅く御法度たり若右類之儀これあ

らば早々其筋の役所へ申出べし

御不□□□たるべく事

慶應四年三月太政官



高 札 坂野 岡田徳太郎氏蔵

定

一、切支丹宗門之儀ハ是迄御制禁之通固く可相守事

一、邪宗門之儀ハ固く禁止候事

慶應四年三月太政官

右之條々

仰出候間堅可相守もの也

出石藩知事（注・出石最後の藩主仙石久利）

そして現但東町「岡田文書」によれば、明治三年にも次のような戸数、人数、宗教調査が行われている。

明治三年

山之中

一 紙 御 改 帳

午三月

坂野村

去已_レ無増減

一、家数貳拾六軒

一、惣人数合百四拾六人内七拾六人女

内 訳

百四人内五拾五人男 禪 宗

拾 人内 五人男 淨土宗

八 人内 四人男 淨土真宗

貳拾四人内拾貳人男 法華宗

また、現在の加悦町滝の庄屋からつぎのような通知が赤花村役人に送られている。

宗旨送り一札之事

一其御村弥市郎娘きよと申者當村松平女房ニ申請候處此度不縁歸仕候ニ付此方宗旨帳面相除キ申候間
向後_モ其御村宗門御帳面ニ御書かへ可被下候宗旨不縁歸り一札仍而如件

明治三年

午六月

瀧村庄屋

右之通五人組常々急度相守申候男女自當歳遂吟味
老人も不残御帳面ニ印指上申候此外村中ニ帳外之
者無御座候若し隠置於後日ニ顯テ者其五人組ハ不
及申拙者共曲事ニ可被仰付候為後日依如件

明治三年

山之中 坂野村五人組頭

午三月

治 平

同村組頭 嘉重 郎

同村庄屋 平左衛門

但馬赤花村

御役人衆中

清太郎

二、先駆的企業の抬頭

しかし明治維新によって歴史の齒車は大きく近代化への途を拓いた。もはや封建制のもとでは、諸産業が発展することのできなかった諸矛盾が解体され、その政治的、経済的な変化は、すぐに山村にも波及してきた。すなわち徳川慶喜の大政奉還は直ちにこれが聴許されたことにより、わが国は大名領国の封建時代から、新しい資本主義の時代に移ることになったのである。その、長い封建制度を崩壊せしめたものは、現実的には封建制では、世界的な産業の発展と、国際分業による貿易の展開をふまえて、一国の生産力を発展せしめることが不可能であったからである。またその政治的起動力となったのは、封建的な圧制に耐えかねた自由民権運動の高まりを背景とする、下級武士団の蜂起であったといわれている。いずれにせよ明治維新によって国民は、はじめて所有



写真 明治初年の營業鑑札 (久畑区 所蔵)

・居住・売買の自由を得たのみならず、制度的には「知る自由」「学ぶ自由」を得た。のちには自らを支配するものを、自分で選ぶ権利を得るようになった。このような変革は、徐々に或いは急激に上から下へおろされてきたが、差当って但馬の山村にはどのような変化が起つたであろうか。豊岡県が成立して、その明治七年（一八七四）資母村赤花の橋本竜一は、女工を雇って水車で機械製糸をはじめ、その生糸を横浜に送っている。このことは廃藩置県や、庄屋、年寄村役人の廃止、戸籍の実施や土地売買公認、などの一連の政治行政機構の変革よりも、もつと積極性をもつた新しい企業精神の勃興であつた。そのような試みが何故早くも但東町で行われるようになったのか。それは単に経済行為の自由が認められるようになったというばかりでなく、この山陰の山奥にも世界経済の影響がまともに打寄せ、それを可能とする経済的条件が成立するようになったことを意味している。すなわち生糸の高騰と製糸の有利性で万延元年（一八六〇）から元治元年（一八六四）を一〇〇とする指数で、慶応元年（一八六五）から明治二年（一八六九）の横浜港の輸出品のうち、生糸は一七三、蚕種は実に一一二〇の指数を示していた。（「横浜市史」）その主要な原因はヨーロッパとくにフランス養蚕地帯における「微粒子病」の流行と、東洋の産地中国における「太平天国の乱」であつた。このような世界経済の變化は、横浜における生糸、蚕種の好況となり、当時東京駿河台の依田薫の塾にあつて英語数学漢学を学びつゝあつた但東町の青年橋本竜一の知るところとなり、学業を放棄して東京築地の小野組製糸工場を見学して製糸機械の模図を作り、郷里で製糸工場を開かした。また上州富岡（群馬県）の製糸工場で技術を習得し、上州島村の田島武平について蚕兒飼育、蚕種製造法を学び、男女工数名を伴つて富岡製糸場で技術を伝習させ、赤花の水車工場で生糸を生産して横浜に送り、蚕種の製造は実兄橋本正隆に任せ、製糸と蚕種製造業を

行わしめるに至った。この青年橋本竜一が明治七年に創立した「製糸マニユファクチュアリー」は、明治二二年には蒸気汽織を装置し、釜数五〇の工場制工業に發展し、翌一三年には横浜を經由してアメリカ、フランスに直輸出するようになり、一八年六月時の農商務卿西郷従道の功労賞授与となるが、このようなことが但東町の一角に実現したということそのことが、「明治維新の变革」を如実に示すものであったといえる。

（「資母村誌」）二五八頁）

このように橋本竜一は明治六年一〇月、出石土族川瀬弥一郎を雇い、二人取器械を設立して少量の試験糸を製造した。また別に地方産上糸とを租税寮勸業課へ提出し試験をもらった。その試験は生絲改会社で行われたがその結果は、

「一、昨一九日半兵衛工御渡し相成候生糸見本二種内豊岡県管下捻り造りハ太ト目ニテ何分捌方不宜
當時之相場百斤ニ付洋四〇五弗位大凡奥州浜村之格合ニ御座候

一、長手造之方古蘭ニ候得共素生極宜敷提造致し候ハバ當時之相場百斤ニ付洋六七〇〜六八〇弗位
二、捌ケ可申候得共従来ノ粹小形ニテ提造ニハ出来兼ネ信之別品甲州提造リ一繰見本之為差上申候製
造人共へ御下ケ渡し御説諭被成下粹ヨリ相直し勉強致候ハバ当人共ハ勿論御益筋ニモ相成可申奉存
候此段申上候也

一二月二一日

横浜

生絲改会社

「租税御寮勸業課御中」

図表 40

右に依る当時の器械製絲の方法及びその収支等については次の記録がある。

器械製絲法

| 名物 | 生絲 | 出品高 | 名稱 | 供用繭 | | | | | |
|--|--|---------------------|--------------------|---|--|---|--|--|---|
| | | | | | 出品出 | | | | |
| 兵庫縣管下但馬國出石赤花村三十一番地 平民農橋本正隆弟同人同居 橋本龍一 | 赤花器械絲捻造り廿五繰ヲ一束トナシ淺黄絲ニテ縛リ 青紙ヲ以テ内包ヲナシ櫻折枝ノ商標ヲ附シ其上ヲ白 紙ヲ以テ上包トナス | 七斤一分二厘内黄一束此目方五百八十八匁 | 白黄共本國養父郡大藪村ヨリ買入製絲ス | 運轉ノ一丈二尺力 湯ノ沸シ方 器長二十間半 製十ノ釜數 圓徑一丈二尺力 湯ノ沸シ方 器長二十間半 製十ノ釜數 口出シ人 揚返シ人 現業兼一人 元繭 蒸殺繭 自分ニテ口ヲ出ス 一 繭配り梓外シ兼一人 四百廻リ「デニール」 白 一號十五半 二號十六 三號十六半 黄 一號十六 二號十七 三號十七 | 七繭ノ付ケ粒數 口立湯ノ熱度 百六十六度 百四十五度 百四十五度 | 二升五合 草 五尺六寸廻リ 白 一號十五半 二號十六 三號十六半 黄 一號十六 二號十七 三號十七 | 出品一繰ノ元繭 口出シ 大籠ノ寸 四百廻リ「デニール」 白 一號十五半 二號十六 三號十六半 黄 一號十六 二號十七 三號十七 | 口出シ人 揚返シ人 現業兼一人 元繭 蒸殺繭 自分ニテ口ヲ出ス 一 繭配り梓外シ兼一人 四百廻リ「デニール」 白 一號十五半 二號十六 三號十六半 黄 一號十六 二號十七 三號十七 | 運轉ノ一丈二尺力 湯ノ沸シ方 器長二十間半 製十ノ釜數 圓徑一丈二尺力 湯ノ沸シ方 器長二十間半 製十ノ釜數 口出シ人 揚返シ人 現業兼一人 元繭 蒸殺繭 自分ニテ口ヲ出ス 一 繭配り梓外シ兼一人 四百廻リ「デニール」 白 一號十五半 二號十六 三號十六半 黄 一號十六 二號十七 三號十七 |

なお当時の生糸の拵へは次のような「束装」とし、ほぼ五〇〇匁の束とした。外形からまんどろ糸といわれたが、品質が粗悪で玉絲など不正糸を交ぜたりしたので中味まで調べる必要があったといわれている。

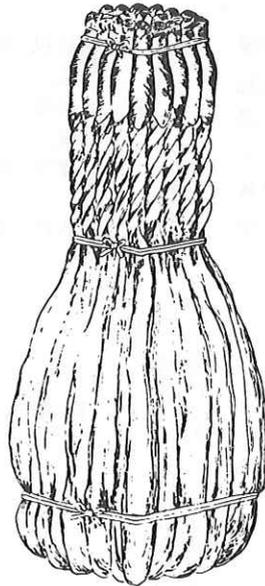
また赤花製糸の糸の商標は次のようなものが用いられた。

また現在残っている赤花製糸場の製絲計算書は次のようである。

明治九年から一二年現在までの計算によれば、元蘭化一匁に対する絲目は、明治九年五〇匁、一〇年三二匁、一一年二九匁半、一二年は二五匁取となっており、生絲百打に係る生産費は、九年が一七〇円、一〇年一四〇円、一一年一四五円と五円上昇し、一二年現在では一六〇円と上っていることが知られる。また一年間の製造高は九年一九七斤二、一四



図表42 赤花絲商標



図表41 三丹州絲の図

図表43 製 絲 計 算

| 科目 | | 年 度 | | | | | | | | |
|-----------|---------|---------------|----------------|----------|----------|---------|--------|---------|----|---------|
| 元蘭代一圓ニ付絲目 | 使役男女ノ數 | 一使ケ月ノ給料計 | 給料一工人ニ付 | 製生絲百斤ニ係ル | 一新蘭ヨリ新蘭迄 | 此賣上代金 | 此賣代金 | 熨斗絲賣上代金 | 九 | 年 |
| 五十三目取 | 男廿三 女廿一 | 男廿三圓五錢 女廿三圓五錢 | 一圓七錢 二圓七錢 三圓七錢 | 百七十圓 | 百九十七斤 | 二千四百七圓 | 二百二十五圓 | 百二十五圓 | 十 | 年 |
| 三十二目取 | 男廿三 女廿三 | 男廿三圓 女廿三圓 | 同 | 百四十圓 | 三百六十斤 | 二千三百廿五圓 | 百五十圓 | 百五十圓 | 十 | 年 |
| 二十九分五分取 | 男廿四 女廿三 | 男廿四圓 女廿三圓 | 同 | 百四十五圓 | 二百六十五斤 | 二千四十二圓 | 百二十圓 | 百二十圓 | 十 | 年 |
| 二十五分取 | 男十三 女十三 | 男十三圓 女十三圓 | 同 | 百六十圓 | 二百三十斤 | 未賣 | 未賣 | 未賣 | 十二 | 年但現今迄ノ分 |

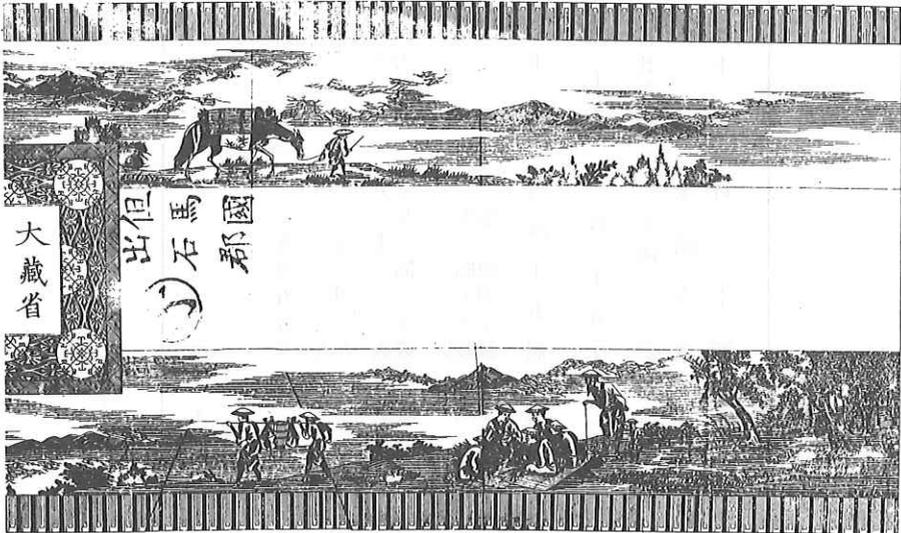


写真 橋本竜一



写真 生糸一束に巻いた生糸改会社封緘用紙

七円)一〇年三六〇斤(二、
 三三五円)一一年二六五斤
 (二、〇四二円)一二年現
 在では二三〇斤が生産され
 たことを示している。



第一節 明治維新と諸企業の抬頭

このように工業においては、秀でた企業精神をもつ人を得れば、技術と経済の力で急激に発展することが可能となったのである。なお生糸の製造と輸出は綿糸、綿織物と共に労働集約的な軽工業として、後進国日本の工業が、先進国に追いつき、追越す原動力となったが、蚕種の輸出は明治七年(二七四)以降急激に減退し、その地位を茶の輸出に譲ることになった。(古島敏雄著「産業史・Ⅲ」三七頁)

そのため但東町の橋本製糸工場も不振となり、そのあとを断つこととなった。

しかし兵庫県明治一〇〇年に際し、昭和四二年金井元彦知事から郷土百人の先覚者の一人として、橋本竜一に顕彰状をおくり、その先駆的功労が称えられた。(県教委刊「郷土百人の先覚者」一四〇頁)

写真 赤花 橋本製糸工場生糸包装に用いた包装紙



三、政治行政の変革

しかし最も表面に表われたのは、明治新政府による政治機構と行政の変革であつた。明治の政治機構の変革については、ここでのべる必要はないが、さし当つて当時のわが村の行政区は次のように変つた。即ち王政復古は慶応三年一二月（一八六八陽歴一月三日）に行われ、新政府は翌四年一月（三月三日）旧幕領の没収を布告。六月全国を府、藩、県に分け、府県は徳川直轄地、藩は従来の諸侯をそのまま任命した。したがつて但馬では旧久美浜代官所と生野代官所所管区が久美浜県、生野県となり、出石藩はそのまま藩主仙石讃岐守久利が藩治政を所掌することとなつた。明治二年版籍奉還と共に藩主が知事に任ぜられたが、翌三年仙石久利に代り養子仙石政固が藩知事となつた。しかし明治四年七月廢藩置県が実施され、出石県となり、同年一月これらを解消、丹後、丹波、但馬を一円とする豊岡県が生れ、当時の但東町もこの豊岡県に属することとなつた。

四、豊岡県下の産業の発達

この頃の但馬及び当時の但東町周辺の行政、産業の状況を知りうるものとして明治七年（一八七四）一月に輯録された「豊岡県一覽表」がある。

豊岡県は支庁を福知山、宮津、篠山におき三國、一六郡を支配し、行政区として二一大区、一一七小区、一、五四九村、一五八町に分つた。出石郡は第二大区となり、区務所を出石町の内町におき、但東町は第四

第五小区に分れることになった。この大小区の制度は明治五年六月に施行されたもので大区に区长、副区长（権区长）小区に戸長、副戸長がおかれた。出石郡の第二大区は六小区、八六村、一七町が含まれていた。戸籍による戸数は豊岡県全体で一、〇一五、三二八戸、神社が一、八九九、寺院は一、四一九を算じた。

その頃の産業の状態はこの表では豊岡県全体のことしかわからないが、管内で清酒製造石高四四、九四六石が製造され、その稼人は八六七人、醬油三、四二八石（稼人一四二人）搾油高二、八九〇石（五九、四〇〇貫）（稼人四四三人）となっており、蚕卵紙四、九九七枚、牛馬商が一、五〇二人おり、但馬については牛五、八〇〇頭、馬二〇〇頭、豚一〇〇匹が挙げられている。交通の状況は詳しく知り得ないが、乗合船一六二隻（他に遊船九隻）あり、人力車が三五輛あったことが記されている。「軍銃」は別として猟銃が四、三四挺とあるから、当時狩猟も相当行われていたことが知られる。郵便役所は出石にあり、郵便取扱所が但東町では小谷と久畑にあり、管内地図の出石郡下では出石とこの二カ所のみ地名を印す〇がつけられている。当時の雑税として人力車税、牛馬税、船税、猟銃税、酒税、貸馬税、藝妓税、蚕糸税、蚕卵紙税があり、上述の資料もこの税収から把握されたものと思われる。（「豊岡県一覧表」）

この豊岡県もやがて兵庫県となるのであるが、その豊岡県の所屬問題については明治九年七月、桜井勉は次の如き意見をのべている。即ち桜井は「豊岡県を山陰の故をもって鳥取県に属せしむべし」とする案に対し、「鳥取県は島根と合すべく、豊岡県と合すべきでない。豊岡県は兵庫県に合すべし」とする理由をのべた談話が次のように残されている。但し文中卿とは大久保利通内務卿であり、翁とは桜井勉のことである。

（「兎山・桜井米寿賀集」昭和六年一月一日刊二五〇頁）

因幡伯者と但馬二丹とは駅路に於ては古來の同じく山陰に属し歴史に於ても同しく山名氏の領地たりしこと二百余年に及ぶ、然れども但馬因幡の間、高山起伏往來便ならず因伯雲石の間は之に異なり鳥取を島根に合するは極めてよし、然れども豊岡を擧て兵庫に合せば面積過大に失すへし、飾磨を存し豊岡を廢して飾磨に合せられは則如何、

卿曰く、兵庫県は開港場を有す県力をして貧弱ならしむへからず更に一考せよと、

翁曰く然らば鳥取全県を擧げて島根県に合し豊岡県の但馬一国及び丹波二郡を割て兵庫県に合し丹後一国を割て京都府に合せられば則如何一見すれば兵庫の所管南海より北海に達し天下無類の状況を現するが如しといへども中間大山喬岳無く交通便利人民亦爲めに幸福を享ることを得べしと、

卿曰く、一県の増減の如きは強て論ずべきにあらず然といへども人民幸福を得て県庁一個を減じ得る者とせば所謂一擧兩得なるものなり其説極て善しと、衆皆異論無し遂に前日の議決を改めて豊岡県を廢し但馬全國丹波二郡を兵庫県に合し丹後全國を京都府に属せられしと。

現在より見れば当然といえるが、当時の意見としては卓見といえる。桜井勉のこの卓見は、彼の中央における行政経験と、郷里における歴史的地理的諸研究、諸知識の集積の然らしめるところであつて、決して単なる行政官の直觀的獨斷的見解の表明でないことは彼の業績を見れば明らかである。（長池敏弘「桜井勉の生涯とその事蹟」『林業經濟』三〇五―六号昭和四九年七月八月号参照）

五、魚市場の設立と但東町

日本海の津居山港津居山（いま豊岡市、もと城崎郡港村）及び瀬戸に、魚類の弘商会所が設立され、港集散の漁獲物を取扱った。この会所が主になって魚類の統制を保ち、漁獲物の価格の紛乱を防ぎ且つ、一般漁民の収益を確保する機能を發揮した。しかし、なお不満と不徹底の事由が存在したがため、時代の要望に沿つて次の様に魚市場が新設されるに至つた。

1 豊岡魚会社の設立 明治十四年五月

● 定約書

今般但丹両国海岸村々にて戮力協議結合、当豊岡横町川岸に於て魚会社を設置し累世永統の方法規則を編製、将来之を履行し、永遠保持を要するものとす。（注 以下条文、署名捺印を省略）

そして但東町の中山にも魚市場が設立された。

2 (中山村) 魚市場

● 規定証

一、這般魚市場支配方明治十七年四月乗替より末へ拾ヶ年の間御貴殿え預け置候処確實也為御念之規定書証渡申仕候上は聊も相違無之依て如件

明治十七年三月九日

津居山村 世話掛り中

同国出石郡中山村

柳屋喜兵衛 殿

●魚市場規則（為中山村魚市場定約取替）

一、這般都合ニ付拙者方へ魚市場支配奉願上候早速御聞濟被成下左の定約規則堅く相守り可申候也。

第一条 魚市場支配人に於て引受人として当村の人二、三名差入可申候事。

第二条 老ケ年間に於て金三百円無利息にて敷金として村内へ相渡可申候事。

第三条 魚市場の仕入金として金五百円、市場に於て差入候事。

但し漁師仕切、前貸として幾分の金貸出可致事。

第四条 平常に於て漁師仕切金三日限りに相渡可致候。且ツ仲買掛市の義は毎日入金、残金は六十日限り皆済の事。

第五条 皆済精算書十二月三十日限り村内へ………（注・以下紛失）

●定約証

一、今般貴村魚市場營業、明治十七年五月三十日迄の内沖繩乗替より明治二十七年沖繩乗替り迄向う拾ケ年間拙者名儀にて營業可致定約仕候処確實也万一違約仕候節は違約金五百円相渡可申候。尤ハ旧營業人より引渡被下候上は、定約書、書替別紙規則書の通り屹度相守可申候依て定約証差入候処如件。

月 日

但馬国出石郡中山村

柳屋 喜兵衛

津居山村漁師世話掛 御中

これらの文書は山奥の但東町にも、魚市場を設けようとしたもので、当時の柳屋・渋谷喜兵衛の活躍がうかがわれる。

六、地租改正と公有林野の整理

1、地租改正の意義

明治新政府の最初の経済政策として最も重要なのは家禄の公債化と、地租改正であつた。前者の金禄公債の発行は、旧藩の家禄の公債化であり、後者の地租改正は、石高基準の旧物納年貢を、地価基準の金納地租に改めることであつた。地租改正の効果は、政府にとって金納定額の租税収入を保証するという財政的效果ばかりでなく、農民の旧来の石高所持を、その地盤である土地の所有として認めるにあつた。それは明治四年九月の田畑勝手作、五年二月の地所売買解禁に続くもので、封建的領主の土地所有権は、有償買取でなく、家禄を公債に替え、納入地租で将来に亘りなし崩しに支払われる形となつた。明治六年七月の地租改正条例

で、旧来の石高所有者は無償で土地所有者となった。

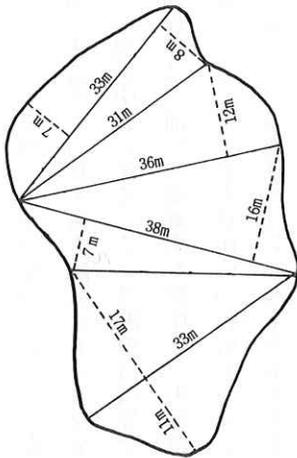
条例による地租は地価の三%であったが、一〇年後二・五%に低下された。この金納固定化は、農産物の販売強制の効果を与え、山林のように、現金収入の少ない土地の所有者は、金納をおそれて所有権を拝辞し、政府に返却したりするものも出てきた。また地租が払えず、折角入手した耕地を質入して金を借り、質流れして小作人に転落する農民も出て来た。自給経済から脱出できず、農産物の販売、現金収入化が低かったためである。しかしこの地租改正により政府は財政収入が安定し、各種の産業政策の基礎とすることができた。

地租改正条例は、明治六年七月二十八日に太政官布告で発布され、1、收穫高でなく地価に課税する。2、物納を廃し金納とする。3、地租は地価の $\frac{3}{100}$ の定率とする。4、豊凶により税率は増減しないなどを骨子とするものであった。田畑宅地については、地券の交付を基軸として七年から八年の間に全国的に行われ、九年にはほぼ終了した。

豊岡県第二大区では明治六年二月県より地券係が地券取調べのため出石町に出張しており、出石地券係が各小区長に提出書類の不備や書式の変更を通知している。地券交付によって地主としての権利が確定するので、他村から入作している地主の土地などは問題となったが、区長等官庁のバックで促進され、既成事実のまま地主的土地所有は、明治維新政府の下で法的に確認されることになった。

地券交付の基礎は、土地の測量が前提となった。一筆毎に境界を正しく規定し、官民有地の区分を明らかにし、実地測量して正確な面積等級を確定する必要があった。豊岡県の地押丈量の要領は次の文書でも知ら

図表45 三斜法



三斜法による上図の面積は

$$\begin{aligned} & \frac{33 \times 11}{2} + \frac{33 \times 17}{2} + \frac{38 \times 7}{2} \\ & + \frac{38 \times 16}{2} + \frac{36 \times 12}{2} + \frac{31 \times 8}{2} \\ & + \frac{33 \times 7}{2} = 1,354 \text{m}^2 \end{aligned}$$

である。

の原理を応用したもので、明治初期の土地台帳はすべてこの方式で作成されている。

$$\frac{\text{底辺} \times \text{高さ}}{2} = \text{直角三角形の面積}$$

角形の底辺から垂直に頂点に引いた距離を図り、直角三角形の
 「三斜法」とは古くから和算に利用された面積算出法で図の如き不正形の地面も適宜三角形に細分し、三
 角形の底辺から垂直に頂点に引いた距離を図り、直角三角形の
 面積は何法に限るの布達をなさずと雖も着手に先ち、官吏便利の地に於て人民を喚集し三斜法を教授し、
 以て従事せしめり、而して官吏検査せし量法も亦三斜法を準用せり（「府県地租改正紀要」上）
 官吏丈量検査と同時に之を点検す。其程度は全村の十の三、四に居れり
 地順番号は全村を通し番を用い、字界接続の順序等注意整齊せしめり。地押は区戸長総代人等整理せし後、
 れる。

全国的に見て田畑、宅地、塩田の合計は、従来の面積の四八%増であった。

地租改正は当然山林の所有関係にも大きな変化を与え、林野の官民有区分の問題が山村の大きな問題となった。近畿を中心とするくとくに丹波の山国等では山林所有形態は古いものがそのまま残っていた。二回に亘る太閤検地は、旧い庄園機構を解体し、中世の名主と古住人の一部とで本百姓を形成し、山役を負担させて私有林からとり残された惣庄山の利用をさせようとした。この惣庄山は徳川幕府の中期に村に分割するよう手を入れたが、本百姓のうちで名主の本家とその庶流が名単位で均等人員の「斧役」を負担したとして「役山」を設定し、農民はもちろん古住人の本百姓をも排除した。郷内の役人はこの役山体制の崩壊を防ぐため、中世から信仰の篤かった神社を諸村の宮座にし、宮座の費用や神社の修理費用を生み出す財源として「宮山」を設定した。この役山、宮山はある村ではその共有林の一三%に及ぶものもあつた。この役山、宮山は宮座と共に明治五年に解体された。(岡光夫著「村落産業の史的構造」三七五頁)

それは地租改正に伴つて山林原野もすべて実地に、地押丈量が行われ、山地券が交付されることになつたからである。それは山林原野の所有区分を明らかにした点でも画期的な事業であつた。太閤検地以降近世の検地は、田畑、宅地について行われたが、年貢に余り関係のない山には手がつけられなかつたので、太閤検地以来最初の山林原野測量となつた。

しかし山林原野については、明治七年一月「山林原野官民有地区分」、同九年「村持山に関する地租改正事務局議定」などにより、ややおくれて地押丈量が行われ、山地券が交付された。明治六年頃の山地券作成提出の文書として次の文書がある。

一、山地券至急差出し之事

一、山地券立木は値段除き実地代価の事

一、山税、小別々は除き総計に書入之事

附たり刈畑後は右総計に是又書入之事

一、入会山之儀は地券御規則之通、入込之村々連印に而地頭願之事

一、山地券は一冊に認め、当人分丈に田畑地券同様之文言書入

一、地代価之儀は尋可申事

右廉々

明治六年四月三〇日申来

この山林原野の調査と評価については、従来余り厳密でなかつた山地境界の確定についてはしばしば紛争が起り手間どつたが、宅地田畑については豊岡県時代に手控が完了した。かくて明治九年一月豊岡県が廃止され兵庫県に編入されると、地券は兵庫県で書換えられ下付された。

全国調査の結果、田畑面積も増加したが、山林原野、雑地、鉱泉地の統計は、旧反別に比し一〇六四%増加をみたといわれている。

2、地租改正と地券

明治新政府は新産業の保護育成、軍備の充実等尠大な出費を賄わねばならなかつた。したがつてその費用は公債等の費用で調達できなかつた当時としては、封建制に準じ地租で調達するより他なかつた。そのため

土地所有者に課税し、明治五年には全国家歳入の四割、經常歳入の八割以上をそれで賄った。翌六年には全歳入の七割、經常歳入の八五%を占めるに至った。

明治三年七月「田方」は旧来通り米納とし、藩に納めたものを政府に納めることになった。「畑」は在来の外、大豆は雑穀と共に代金納が行われた。しかし石代を以て金額に換算、金納とした。その年の一月畑作はすべて米額を標準として代金納額を計算させた。したがってまず畑租から統一的金納が行われたといえる。四年二月更に正租の外税米を金納とし、五月一定条件のもとで石代納を許可したが、のち無条件かつ任意に石代納を許した。

明治四年封建的土地所有の支柱が失われ、統一的租税制度の確立は緊急の課題となったので永代売買の解禁、地券の設定の意見書が提出され、一〇月三府下の地券発行の伺があり、一二月まず東京府下の市街地から課税を布告した。明治五年正月東京府に「地券発行地租収納規則」を達し、これを無税市街地にも適用した。税率は百分の二で、のち百分の一となった。この地券を媒介とする地租改正は、但東町にも行われるようになった。

明治五年二月差上申誓文之事

地券法御發行に付所持田畑茲ニ屋敷地山林原野其他無高無税之類に至迄無洩実地有形反別畝歩実際売買至当之代価記載御証券御下渡可奉願旨御旨意之通一同敬而奉戴仕(中畧)地主一同区长戸長以連印誓文差上候所如件

但馬国出石郡大河内村

前書之通毛頭相違無御座候間私共奥書以連
 名国奉差上候以上

明治五年二月

副区長 藤井与路志
 権区長 平尾 源作
 区 長 中山 三郎
 豊岡県権参事

地主 (拾式名略)

稲木場与左衛門 ⑩

〃 吉次郎

〃 伊右衛門

〃 吉左衛門

〃 浅治郎

〃 嘉右衛門

(以下六〇名略)

副戸長 桑垣長右衛門

戸 長 和田甚兵衛

大区長などの記名印



大野右伸 殿

の文書が当時の事情を物語っている。しかしこの地租金納は、封建制よりはましであつたが、土地持ち農民を、再び小作人化する契機になつた。

3、山林原野地租の改正と公有林整理

(1) 山林の地租改正

明治九年の地租改正で山林税も金納となつた。大河内村の前の例についてみれば次のようである。

明治八年より地租新税御施行相成候処未だ山林其外官有地等は調査未済に付従来山税と唱え来り候内新税に更生候、苧畑税を除き其余山税其他共従来之通り税納申付候条兼而及告示置候期限之通り無遅滞上納可存致依而別紙一村限り相添此段相達候事

明治九年 豊岡県権令 三吉周亮代理

権参事 大野右伸

一、金五円二六銭五厘 大河内村

此米九斗九升九合 (内訳畧)

この山手米半納取立は同様金納に変わったが、辰六月納と、一一月納では金額が異つた。

山手米半納取立帳

辰六月 大河内村

一、六月立 米四斗九升九合 夏立

代 二百四十七匁

外に壹匁七分三厘 包 此小前

一、銀 四匁六分 勘左衛門

一、銀 〃 新 六

一、銀 〃 勘 助

(以下人名畧)

計貳百四十八匁八分

残而 七厘 過山道作酒代へ入

この半納は辰十一月には三九九匁二分となり、他に二匁七分九厘 包 計四〇〇匁九分九厘となり、各人割も七匁六分に上り合計四百二匁八分となり、差引八分一厘が山道作り酒代となった。

(2) 官有民有林区分について

明治一〇年六月県は、但馬地方の山林原野の丈量規則を作り1、隣接村との境界の確立2、土地一筆毎に地番を付し面積を測量し、3、地目(用材、薪炭、柴、草、竹林及び水源涵養林等)を区別し、所有者別一筆限り明細表を作り、4、一村限りの地図を作成、5、一村公有、数村入会等の野山の官民有区分を確定するため利用慣行等を上申せしめた。前記大河内村文書によれば

右柴山之儀従来大河内村持山と唱え、村民一統日々立入自然生之柴草等刈取、耕作地、肥草或は牛馬飼草に用い且又峻山所々生立したる雑木を伐採薪炭致来候て村民必用之場所に御座候に付一村共有

地之心得を以て進退任来候慣行に御座候、右官民有地区分之儀如何相心得可然外此段奉伺候也

明治十一年一〇月八日

百姓総代 和田甚兵衛

受理副戸長

戸長

久畑村 百姓総代

戸長

区長 西山員直代理

副戸長 杉本綱継

兵庫県令 森岡昌純 殿

の伺いが立てられている。

明治十三年二月四日二人金七円四〇銭外諸費用一七円二四銭計二四円六四銭を「山岳測量」に費している。明治四四年二月高橋村役場で「山畑地整理」案を作成。村内各村に存在する山畑地で同年二月一八日まで所有権を公認すべき証跡あるものは、持主へ所有権移転の手続を行わしめることとした。登記料其他の費用は所有権を得るものの負担とした。

また高橋村は公有林整理については半分を民地に、半分を村有に買収しようと図ったが、和田市太郎等の反対あり、多額の費用を要するため全部公有林とし、個人移転を行わざるよう意見書が出され、明治四五年

三月三十一日大河内村民總會で全面積四〇町歩を大河内村公有林とすることが決つた。（「大河内村文書」）

七、郵便局の設立

1、中山郵便局

明治政府は明治五年三月新式郵便制度による郵便取扱所を設け、四月には早くもモールス信号による電報業務を開始した。七年郵便取扱所を郵便役所に改め、八年には郵便貯金制度、為替制度を設けた。これらの郵便網は一九年四月の三等郵便局制度の施行によつて、全国の町村に支局が設けられることになった。この三等郵便局制は、町村制よりも早く全国に郵便局網を布くことになった。

但東町では明治七年一月一日、資母村中山二九番地の渋谷喜兵衛宅に久畑につき取扱所が設けられた。当時局員の日給は玄米五合程度であつた。郵便配達区域は旧資母郷の範圍で、西は三原、唐川、南は坂津を越えて正法寺までとなつていた。しかし二二年の町村制の施行により、配達区も資母村に限られることとなった。（「中山郵便局九〇年の歩み」）

一九年五月に三等郵便局と改称、取扱役も局長となつた。二九年七月郵便貯金業務を開始普通貯金の第一号は渋谷佐右衛門（太郎吉の父）第二号は藤本弘端（かめの父、後中山小学校教師）であつた。同時に為替業務も行われるようになった。

明治三二年渋谷喜兵衛退官、堀三右衛門局長となり、中山六九番屋敷の堀宅に移つた。かくて四五年一月二日より局内で公衆電話が開始され、電報も電話線を通して全国に打つことができるようになった。大正

五年からは簡易保険業務も開始されるようになった。多少の相違はあつたが矢根久畑中山の三局とも事務を進め、時代の要請に応えたが、久畑局の事項に詳記されているのでこの項では、つぎに局長をかかけておきたい。

明治七年一月

渋谷喜兵衛

明治三二年四月

堀 三右衛門（安蔵）

昭和三年一月

堀 三右衛門（茂）

昭和二年一月

堀 ひろ

昭和三五年四月より現在

堀 英哉

2、久畑郵便局

郵便開始について但馬では豊岡出石久畑が一番早く久畑郵便取扱所が明治五年一〇月一日に始められた。

局長は郵便取扱役といい、初代局長小山市太郎最初の局は現在の中易の家に差掛けを作つて早速開始された。ついで栗尾清滝の藤井與路志の部屋を久畑に移転し、現在の高橋診療所東側車庫のある位置で事務が始まつた。その時代は鉄道は新橋（東京）横浜間に始めて開通した頃である。その時代の集配の任方はどうであつたか。まず立原局（現、福知山市）へと送られてその郵便物を久畑局の通送人が毎日立原まで取りに行つて久畑局より―矢根局・久畑―中山局・久畑―直見・久畑―雲原へと送られた。雲原線は明治三四年に廃止、直見線は同三六年廃止され、その後鉄道の開通に伴つて豊岡出石久畑への系統路線へと変更された。郵便通送人の服装は法被笠わらじばきで郵便の箱を棒の一端にくくりつけ、一端にはカンテラをさげるようにして

いた。雨の日も雪の日も出石大名の通った京街道の登尾峠をこして通った。登尾峠の茶堂から妙見堂に至る頂上附近は雪も深く、胸で雪を押しで行ったとの話もあり、また夜中に峠で人が道に凍死して、その上をまたいで通った時は、三日ほど体の調子が悪くなり仕事を休んだという。その人は三〇年間勤務し表彰された人の思い出である。

郵便事業の変遷

| | |
|--------|-------------|
| 郵便開始 | 明治五年一〇月一日 |
| 郵便貯金開始 | 〃 八年一〇月一日 |
| 内国為替 | 〃 二六年四月一日 |
| 外国為替 | 〃 二八年一月一日 |
| 局舎移転 | 〃 三二年六月一三日 |
| 電信為替開始 | 〃 三三年四月一日 |
| 小包取扱 | 〃 三三年七月一日 |
| 局舎移転 | 〃 四四年一二月二五日 |
| 電信電話開始 | 大正元年一月一日 |
| 簡易保険法 | 〃 五年七月一日 |
| 郵便年金 | 〃 一五年一〇月一日 |
| 電話交換事務 | 昭和三年四月二八日 |

高橋村役場電話設置

昭和三年四月二八日

局舎新築

〃 七年六月二一日

電話交換台事務

〃 八年三月三一日

外國和文電報

〃 一三年五月三一日

特別小包郵便物取扱開始

〃 二五年一〇月一日

多数共用電話開始(県下最初)

〃 二七年五月三〇日

電話集団開通

〃 三七年三月一日

電話一部架設(大河内部落)

〃 三七年四月一日

電話普通区域編入

〃 四一年九月一日

電話全国即時網編入

〃 四二年九月一〇日

電話市外集中方式実施

〃 四三年六月一日

電話全区架設

〃 四三年六月一日

電話地下埋設ケーブル工事

〃 四七年五月

電話ダイヤル式工事 昭和四九年三月二十七日

局舎改築 〃 四九年一月一日

久畑郵便局長小山英二 〃 二年一月二十七日

久畑郵便局長小山芳彦 自昭和二年七月一六日
至現在

3、矢根郵便局

郵便取扱所時代、まず合橋村小谷に開設された。以下の沿革はつぎのとおりである。

明治一五年一〇月一日矢根に局舎移転。

明治一九年五月二五日三等郵便局に改定。

明治三二年為替貯金事務取扱開始。

明治四五年一月二一日電信ならびに電話開始。

大正五年一〇月一日簡易保険事務ならびに年金事務開始。

昭和六年二月一日矢根一〇五八番地に局舎新築。

昭和一三年一月一六日同局舎改築。この日より

電話交換業務開始。

昭和四三年一月二八日矢根一九五番地に局舎

新築現在に至る。

運送用自転車大正初年英国製ネビー号買入

大正十三年廃用大正十五年より朝日式採用

通信省警察署へ書類提出許可制。

以下に沿革はつぎのとおりである。

昭和四九年三月二十七日電話交換廃止。

歴代局長

明治一五年一〇月 浅沼 與平

自明治一七年一月 浅沼仁衛門

自大正二年一月 浅沼 哲

自昭和元年一月 太田善左衛門

自昭和二年七月 大石 一郎

自昭和三年五月 松本 萬次

自昭和五年六月 永井 初次

自昭和八年九月 (局長心得) 中島 操

自昭和五年七月 (局長心得) 森垣富司夫

八、唐川製絲の生誕

赤花の橋本竜一が製絲工場を拓いておよそ二〇年後の明治三十一年、出石町門間氏経営の工場が但東町唐川に移され「唐川製絲工場」が設立された。いずれも谷水の豊富清潔な立地条件に着目したものと思われる。工場は現住中田頼之助氏宅の上側の田に建てられ、上の田には平屋造りの事務所と土蔵即ち倉庫（事務所はその中であつた。）下の田には五〇釜の工場と女子工員寄宿舎が建てられた。社長は中田善次郎、職員は約八〇名、女工や係員はみな出石から来ており、部落の者は四、五名が雇われていた。最初は水車を用いたが、のち水車跡に原動機を据付け、また四〇尺（一六m）の煙突をもつ蒸気釜（ボイラー）を装備し、毎日朝・昼・夜の三回気笛を鳴らして時を告げた。また寺山の禪定庵の本堂を工場の上に建て「説教所」とし講演会や講習会を開き、朝と夕は製絲工場の工員達が「おつとめ」の誦経をしたという。廃絶の寺もこの工場によって近代的に活用されることになつたが、工場の廃止と共に廃絶になつた。

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

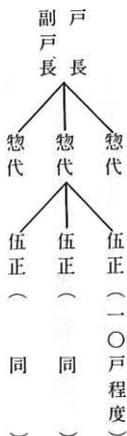
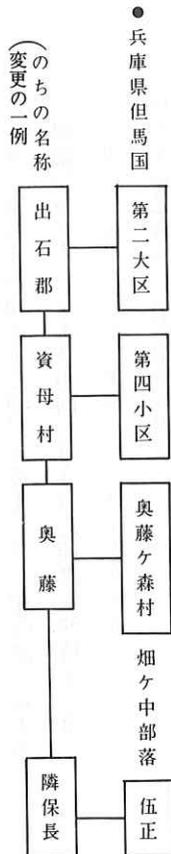
一、明治初年の町村と部落

町村史は住民の歴史であり、町村という社会集落の歴史である。むらや部落の成立は、人間の共同生活の歴史から始まる生活共同体の生成発展史であるが、制度としての町村は、前述のいわゆる郷村制の成立から始まったといつてよい。しかし、自治体としての町村の発足は、明治以降の町村制の法制的確立以降のことである。そこに法制的な意味における近代的町村制の成立がその基礎を据えたといつてよい。この意味では、中世以降の自然発生的な村落共同体の、国の支配者による再編成「郷村制」を町村の第一の出発点とするならば、明治以降の町村制の公布は、近代国家における地方自治体としての町村の第二の出発点であり、民主的な地方制度の基礎としての民主町村制の法制史出発点であつたといえる。しかし、維新後の明治三年の出石藩知事任命当時は、なお旧藩時代の庄屋、大庄屋があり、末端には村方三役の下に五人組の制度がそのまま残されていた。明治四年七月廢藩置縣當時は庄が村であり、庄の上に郷があり、出石下郷、上郷が行政区となつていた。明治七年三月の豊岡県成立時代には、大区、小区の制が確立し、出石郡は第二大区となり、その下に旧町村に当る小区が設けられ、小区には前述のように戸長、副戸長が任命され、その下に惣代、その下に部落があり、五人組は兵庫県成立後に「伍」と称せられ、伍長（のち伍正）が五人組の組頭となつた。

図表 46

第四小区 寺坂村、畠村、水石村、日殿村、出合市場村、口矢根村、奥矢根村、南尾村、出合村、小谷村、三原村、唐川村、東里村、(出石郡の一部) 木村、太田市場村、西野々村、高龍寺村、阪野村、日向村、中山村、虫生村、口藤ヶ森村、畠山村、中藤ヶ森村、奥藤ヶ森村
第五小区 相田村、佐田村、小坂村、後村、久畑村、葉王寺村、大河内村、天谷村、西谷村、河本村、佐々木村、東中村、栗尾村、平田村、正法寺村、奥赤花村、中赤花村、口赤花村、阪津村

● 明治一〇年の村政系統



● 明治七年(一八七四)の行政区画

伍正任命書 佐古氏蔵

明治七年 月 日

伍正 任命書

この制度は明治二二年八月の「大字立会人並びに里長設置に係る規約」で里長と立会人が設けられることになった。(里長を合橋・高橋では惣代と呼称していた)

この間の事情町内に残っている資料によってみれば次のようである。

今般御改正戸長兼勤

御取立ニ付郡中仮規則左之通

一、御布告之儀者戸長兼勤居村江張出し可申事。

附御趣意柄村々副戸長呼取注意可致事。

(第二大区規則の表題)

一、御布告老通宛副戸長役宅江所持可致事。

一、舊習一洗し開化ニ至り候様區權副ニおいてハ専ら心掛注意いたし、戸長折々巡村之上説諭致べき事。

一、諸御達并届方取調書之類ハ區權副區長順次を伝ひ夫々戸長兼勤江相達引受村々副戸長江及通達取調出事之上者区内限副區長江相集メ検査之上大区一纏ニいたし區權區長御縣江取次可申事。

一、村々御用書類并諸帳面戸長兼勤役宅江相願候ニ付而者其時々副戸長立會之上貢納并諸入費等無甲

乙正廉ニ割合之統而米金之類戸長役宅ニ於て相改請取可申事。

附副戸長之者戸長宅江用向ニ付立會之節者弁當持參之事。

組戸長江用答文通之節ハ定便を以取遣可仕事

一、戸長年給之儀者三拾円相渡可申事。

豊岡縣二大区規則

附凡百五拾戸以上者老戸ニ付三拾錢宛之割を以相渡可申仮令百五拾戸以内たりとも本文年給金高割に可致事。

一、副戸長年給之儀者拾五円を以可割合之尤用務多ニ随ひ情実見計分配可致事。

附右同断之事。

一、常使年給之儀者是迄之振合を以相渡可申事。

一、右年給者區権區長江取集メ分配致可申様之事。

一、長百姓立會之節者持弁當之事。

一、出豊日當之儀者金四拾貳錢宛村割受を以可相渡尤止宿飯料都而諸入費ハ自分引受之事。

附人足之儀者御用出費之月数又者御用之次第柄等取調之上相當見計を以相渡可申事。

一、戸長役宅筆紙墨料之儀之見積難相附候ニ付三ヶ月之間何程入用有之候哉試之上平均ヲ見て取極可申候。

一、貢納金并拝借金之類御期限通り速ニ上納相成候様取計可仕事。

一、諸届事并取調書上之類迅速ニ取斗可申事。

一、戸長取調毎月相改書上可申事。

右者役名御改正被為仰付候談判之上向後郡中仮規則書之通取極候上者堅く相守取締向猥ニ不相成候儀互ニ心添いたし都而實休區路之取扱可致事。

図表 48

戸長役場発足当時の旧大字村と所屬 (明治一五年頃)

| | | | | | |
|--------------|--------------|-------|-----|-------|---|
| 戸長役場名 | 矢根村外十三ヶ村戸長役場 | 役場所在地 | 矢根村 | 所屬新村名 | 寺坂村、畑村、水石村、口矢根村、奥矢根村、出合村、南尾村、出合市場村、日殿村、河本村、天谷村、西谷村、相田村、小谷村 |
| 長役場 | 栗尾村外十ヶ村戸長役場 | | 栗尾村 | | 正法寺村、平田村、栗尾村、佐々木村、佐田村、久畑村、後村、東中村、小坂村、大河内村、薬王寺村 |
| 中山村外十七ヶ村戸長役場 | | | 中山村 | | 阪津村、赤花村、奥赤花村、畑山村、三原村、唐川村、日向村、東里村、木村、太田村、西野々村、高龍寺村、坂野村、中山村、虫生村、口藤ヶ森村、中藤ヶ森村、奥藤ヶ森村 |



(規則の部分)

戸長兼勤
衆中
各村副戸長

副區長見習

渋谷伊右衛門

副區長

浅沼仁右衛門

明治六年九月廿五日

第二大區

權區長

平尾源作

區長

中山三郎



二、町村制の成立とその経過

明治十一年に「郡区町村編成法」・「府県会規則」・「地方税規則」のいわゆる三新法が制定されたが、その立法の目的は国政と地方行政との分界を明確にし、末端における戸長の失政の如きものまで政府の責任として追及されるようなことのないよう、従来の弊を除こうとするにあった。そして日本固有の慣習と現在の国民の知識の程度を参酌して適切な制度を設けることを狙っていた。しかし、基本的には近代的なフランスの制度に学んだものが多かった。しかし、明治一四一五年頃を境にして政府は一転してドイツに倣わんとするようになった。かくしてまず国会の正面の大門を築くまゝに府県会の小門が開かれたが、明治一五年福沢諭吉の「時事大勢論」は、某県の県会議員の日当一人一円、地方税の費目三〇〇円を付議するに一五日を費しその日当合計六〇〇円なり。六〇〇円の民費を費して三〇〇円の民費を議し、施政を難渋せしめたるのみ、とのべている。

ただ府県は国の強い統制の下にまだこのようであつたとしても、区町村はなおあたかも行政外の存在なるかの如く扱われ、区町村会法も設けられず、「各町村限りの入費は、その区内町村内人民の協議に任せ、地方税をもつて支弁するの限りにあらず」（地方税規則一三条）と定められていた。そして、この規定は一五年一月に削除されるまで行われた。

新しい但東町の行政区としての発足は、明治二十一年四月一七日、市制町村制が法律第一号として公布され、旧藩時代からあつた資母、高橋、合橋の区域に新しい明治新地方制度としての村制が布かれたことに始まる。

結局但東町は、この三村の合併によって町制をしいたものであるから、その行政母体はこの「市制・町村制」によって確立されたといえる。この意味で新しい明治政府の町村制は、旧封建社会から区別される自治体としての「村」の生誕であり、再出発であった。このため但東町史という地方行政体の歴史においては、その制度の発足の経過をやや詳しくみておくことが必要であろう。とくに自治制、地方制度の歴史としては、その成立の歴史は、将来の問題を考える場合にも役立つであろう。

1、町村制村田案の成立

町村法成立史において、当時の内務大書記官・旧唐津藩士村田保(二四一—二四五)の立案を無視することはできないであろう。明治一七年五月従来からの懸案であった区町村会法の全文改正、戸長所轄区域の拡大、戸長選任方法の改正、地方税規則の改正等一連の新地方制度の改革が断行され、封建制崩壊後の暫定的な町村制度は、漸く資本主義的な自治制度に改められるようになった。村田報告書は、このような背景の中で提出された。この報告書の本文には次のように記されている。

この町村法案を編成するや、本邦古今の法規慣例を考究し、並びに欧州各国の法令を蒐集し、これを取収折衷して以て各条を設立し、かつこれに理由と参照を付せり。今その新に創立をなせる所の要領は、第一章に総則を設けて町村自治の制を明らかにし、合計一二章二二〇条とせり、云々。

ここに旧制と異った新しい「町村自治」の在り方を規定する立法草案が生まれたのであるが、イギリス・フランス・イタリア・オランダ・ロシア等文字通り欧州各国の自治制が参照され、とくに一八八一年改正のドイツプロイセンの郡制、一八五〇年の町村制が引用されている。その主な特徴をみれば次のようである。

その第一点は町村はすべて現在の区域名称によらしめ、これを国の末端行政区画とすると共に、法人と認めて政府の監督のもとに自治行政を行わしめる。

第二に町村人民は、その町村内に居住するものは、土地家屋を所有すると否とに拘わらず、すべて町村人民とし、町村の公務に参与し、かつ所属町村一般に属する財産、所得の使用の権を有し、反面「共同の負担」をなす義務を免れ得ない旨を定めているが、公民権の資格も定めている。

第三に「五人組」を原則として設ける。

第四に町村（組合町村）毎に戸長一人をおき、町村の事務を総理せしめる。戸長は町村会で二―三%の候補者を選挙し、そのうちから府県知事（会）が選任する。（任期六年）

第五に町村会を設け、議員は任期四年、二年毎に半数改選、議長、副議長は互選、任期二年、定数は人口五千未満一〇人を最低とし、一段階（七万は四〇人）とし、被選挙権は二〇才以上の男子、土地家屋を有する本籍の現住者とする。

第五に町村費は、イ、公有財産収入、ロ、町村会の評決をもって賦課したる収入（地価割・営業割・戸別割）ハ、権利上より得たる収入の三種の収入とし、町村の公同事件について、臨時にやむを得ない場合には町村債を起しうる。但し、町村費三カ年平均額の一カ年金額とその三分の一を超えることが出来ないこととしている。

2、町村法調査委員の案

しかし、村田案に満足しなかつた山県有朋は、省内の少壮気鋭の書記官をすぐつて、町村法調査委員を任

命した。白根専一、清浦奎吾（大正後期の首相）山崎直胤・大森鐘一（のち第一二代兵庫県知事）久保田貫一の五人であった。この町村法調査委員は明治一八年六月成案を得て「町村法草案」（一〇章一五四条より成る）を山県内務卿に提出した。これは更に審査委員によって修正され、一章一五六条の最初の案となった。

この修正は第三案となったが、これをさきの村田案と比較すると、1、区に関する規定がなくなった。

2、五人組と総代人がなくなり、町村に自治団体たる法人格を与えることは村田案と同様である。3、町村人民を三種に分ち、イ、町村内に住居を定めるものを総称して町村人民とし、ロ、満一年以上連続居住者を町村住民とし、ハ、町村住民中満二〇才以上の男子で土地家屋を所有し、一家を構えた者を、公務に参与する権利・義務を有する者とした。4、一人で一町村の土地を所有する者は、私領区 *Gutsbezirk* に倣い、戸長・議會をおかず所有主が町村の事務を負担することとした。5、他町村住民でも地租五円以上を納める者は選挙権を認め、地租の納額により選挙人を三級に分ち、三級選挙制を採用したこと、等であった。

これに対し政府御雇ドイツ人カール・ルードルフ *von Kahl* は「町村管民」なる概念を設け、町村民の資格要件を、1、日本国の男子。2、公権を有し、3、二〇才以上で一カ月以上町村内住居し、4、管内に住宅を有する者とし、町村会議員選挙は三級制（前述）とし、任期六年、三年毎半数改選とする、等の意見を案として示した。

3、地方制度編纂委員会の案

政府は明治一九年五月（公）当時四〇才のモッセ氏を内閣法律顧問として招聘し、その意見に従って二一年一月、地方制度編纂委員を任命し、編纂委員会を発足せしめた。その前にいわゆるモッセの地方自治論を

その講義筆記等によつてみれば次のようである。それは明治日本の地方自治の精神の内容規定に最も大きな影響を与えた人といわれているからである。まず彼は自治制をしく前提として、

人民は一定の学識を有せざるべからず。また、人民は義務に任ずる心を有せざるべからず。今一つは一般の利益のために各自譲与拋棄すべきことを心掛けざるべからず。また、人民中資財を有するものなかるべからず。

と述べ、自治は立憲政体の基礎をなすものにして（中略）自治制の精神組織は国の大憲たる憲法の精神組織に基きて制定すべきものなりと確信す、とのべている。そして自治制の法律は憲法前に公布すべしとし

一、一般地方官政の組織

二、行政庁就中警察庁の人民に対する権限

三、行政裁判所を設け裁判をなさしむる事。

をもつけ加えている。モッセが「地方自治制度の利益」といえるのは次の七項目である。

(一)、国家の職分中各地に分割し得べきものは、地方の直接利害を感ずる者をしてなさしむが最善にして最適かつ経費を省きうる。

二、民間にあつて公共に尽すべき有為の材を反対に廻すことなく活用し全体の利用に供しうる。

(三)、治者と被治者の間の軋轢を回避し、人民を公務に参与せしめる自治の一段階を設ける時は、政府の責任も軽く、愛国心を強めうる。

(四)、共同処理の体験により、社会に協調諧和の風を養わしめる。

(五) 地方分権の自治制を行う国は中心が一たび刺衝を受けても、全国破砕の危険なし。

(六) 立憲政治の発達のためには、まず以て自治の経験を積ましめ、国会議員の候補も、自ら地方自治の経験者より得られる利あり。

(七) 政党の軋轢を防ぎ、政党横肆の弊を矯めうる。

等であり、地方に独立の地位を有する榮譽職があれば、立憲政治の副産物たる政党の攻争に捲き込まれる官吏に対しても、独自の作用を表わし得るといふのがモッセの基本的な考え方で、プロイセンの制度に倣うべしとするシュタインや、グイナストの考え方もほぼ同様であつた。

4、モッセ起草の地方行政組織構想

このような考え方から明治二〇年二月モッセが委員長に提出した地方制度組織法の概要は、次のようなものであつた。

一、国の行政区画は現状の通り府県郡とする。町村は国の行政区画の性質を持たせない。行政官庁の組織は府県知事、郡長とし、独任制により、合議制行政機関（府県、郡常置委員）は官吏と「自治の人員」とで組織する。

二、府県の区域は現状のままとし、知事、常任委員、県会（各郡区の代議人で組織し、人口に依り一名以上を選挙により選出する）を置く。

三、郡区も現状のままとし、郡長、郡常任委員、郡会、委員をおき郡の共同事務を処理せしめる。

四、町村は原則として現状のままとし、資力の乏しい町村は地形を考慮し合併する。

イ、町村長は町村会で選挙し、上級行政機関の長（人口五千以下の町村は郡長）の認可を要するものとする。

ロ、町村長の補助及び代理人として、町村年寄（町村会の選挙による）二名以上をおく。

ハ、町村会は法律により選挙によらずして議員たり得る者と、選挙による議員で構成する。前者は直税総額の六分の一を納めるもの。後者は三級選挙法（納税額により区分）により、人口数により八名―三〇名を選挙で選出する。

ニ、町村の营造物、町村事務の一部を管理せしめるため町村吏員、その他住民をもつて町村委員を設置しうる。

ホ、大町村には数区を設け、名誉職の区長をおきうる。

というものであった。また、町村有山林の監督方法は別法で定めるとしている点、共同区を設け、その事務処理のため直接国税の歩増税を賦課しうる点等が注目される。

これらモッセの原案に基づき「地方制度編纂綱領」が作成され、また、二〇年七月の「ドイツ文自治部落制案」等が参考にされ、前記地方制度編纂委員の修正を経て「市町村制」の初案が作成され、更に内閣における修正を加えて、明治二〇年一月一六日町村制法案の原案が元老院に下付された。かくて一月二二日に第一回の会議を開き、市制法案と共に、二年二月八日に議了された。そこで元老院の修正が行われ、それに対しモッセの意見の提出があった。修正条項に対するモッセの批判は、例えば第四条で「議事を弁明」する義務を削除した如き、四七条で議長に傍聴を禁ずる権限を与えた如き、いずれも自治の精神に背くもの

と鋭い批判を加えている点が注目される。

5、町村制の成立

この法案は七人の調査委員に審査を一任され、翌二一年一月一三日修正案を本案として審議を進め、二一年二二日二読会、二五日第三読会を経て二八日全部を議了。元老院修正を法制局が審査、閣議を経て市制と共に四月一七日裁下、二五日官報で法律第一号として公布された。

法案の内容については、町村を人口により数階級に分ち、異別的取扱いをなすは適當でないとして區別を撤廃した点、名譽職制の得失が論議の対象となり、一度削られたがのち復活した点、町村制を全国一律に施行すべきか一部に施行すべきかが議論されたが、自由裁量の余地を設けて施行されることとなった点等が指摘しうる。その後すぐ府県制及び、郡制が審議され、郡制は明治二四年四月一日より施行、府県制は同年七月一日であった。兵庫縣では郡制は二九年七月一日、府県制は一〇月一日施行され、町村制の二二年四月一日施行と二年ないし七年おくれた。

(亀卦川浩著「明治地方制度成立史」参照)

三、町村制下の旧三村の発足

1、村行政の発足

法制的には明治二一年に市制、町村制がしかれ、二三年には府県制郡制がしかれた。しかし、実際には二九年七月になって但馬八郡は統合され、出石・城崎・美方・養父・朝来の五郡となり、内務大臣―府県知事

一郡長一町村長の行政体系が確立されるまで、出石郡の奥三村、合橋・高橋・資母は、ほぼ旧藩時代の村方の制度が、徐々に新しい町村制に組織化されていったといえる。

「町村制」施行当時の新旧村（明治三二年）

| 新村名 | 旧村名 |
|-----|--|
| 合橋村 | 唐川村、三原村、出合村、南尾村、小谷村、相田村、佐々木村、天谷村、西谷村、河本村、日殿村、出合市場村 |
| 高橋村 | 口矢根村、奥矢根村、畑村、水石村（一六） |
| 資母村 | 薬王寺村、大河内村、久畑村、後村、東中村、小坂村、佐田村、栗尾村、平田村、正法寺村（一〇） |
| | 奥藤ヶ森村、中藤ヶ森村、口藤ヶ森村、虫生村、坂野村、高龍寺村、西野々村、太田村、木村、東里村、日向村 |
| | 中山村、畑山村、坂津村、赤花村、奥赤花村（一六） |

〔注〕一、大正六年の「土地の名称変更」施行により旧村名の「村」が除かれた。

二、同時に「口矢根」を「矢根」に、「奥藤ヶ森」「中藤ヶ森」「口藤ヶ森」の「ヶ森」も除かれた。

三、かくて旧村名は、大字名として新村を構成し、町村合併にいたり、こんにちに及んでいる。

行政史としての町の歴史は、旧三村の役場の成立から初まり、町村制の施行による旧合橋・高橋・資母村という村政の発足から始まる。したがってまず新しく出発した、各村の行政事務の出発点からみよう。

早急に町村制の公布により、近代的な自治行政団体として出発した各村は、まずその事務所の確保から始めねばならなかった。このため例えば旧資母村の場合をみても、旧戸長役場が中山に置かれたが、別段日常の恒常的行政事務があつたわけではなく、役場そのものよりも、学校令による小学校の設置の方が先行し、まず明治六年（一八七三）中山校を開設し、続いて太田校を、七年赤花校を、八年中藤校を開設している。かくして一二年に出石郡第五戸長役場としての役場を中山に置いている。そして三二年に戸長役場を廃止し、資母村

役場に改称した後も、旧戸長役場で執務していた。そして村議会を二階で開くことのできる村役場を新築したのは、明治三二年三月のことであった。

また、高橋村では後にみるように、明治二二年五月久畑の光蓮寺で第一回の村議会を開いている。このように役場の建設は、学校や郵便局・巡查駐在所の建設よりもおこなわれて発足していることが知られる。そしてその村の行政の具体的進行も、それぞれ異っているのである。

町村制施行以来の各村の行政記録は、法令の定めるところにより、例えば村議会の議事録や予算、決算書等の記録が整備され、保存することが義務づけられるようになった。また、年一回上級行政機関の長に報告する「事務報告書」は、当時の各村役場の行政事務の概要を知りうる公的な文書記録として、今も残っている。いまこれらの文書によって、当時の各村の行政事務の概要を語らしめるとすれば、凡そ次のようである。

まず旧高橋村からみよう。

2、高橋村第一回議会議事録

明治二二年の高橋村村会議事録をみれば次のようである。

五月十一日高橋村之内久畑三十一番地

光蓮寺内に於て高橋村村会を開設

本日は開会初回なるを以て各議員抽籤を以て席次を定むる左の如し。

一番石田源治 二番植田菊太郎 三番道下

弥助 四番中嶋勝治郎 五番和田市太郎

六番岡村鶴之助 七番(欠) 淀精門 八番

(欠) 中嶋政治 九番小山儀右衛門 十番

中易友太郎 十一番井上亀一 十二番中嶋

太郎右衛門

午前十時開会 出席議員 拾名

本年内訓第五号第九条に依り議員中年長者
小山儀右衛門を以て仮に議長とす。

議長小山儀右衛門は左の如く演べたり

各員本日は出石気多郡役所告示第十一号
に依り本会を開き内訓第五号第九条第二
項の成文に基き当村々長及び助役の選挙
を行ふべく依て先づ村長を選挙すべしと
告げ各員へ投票用紙を交付す。

正午十二時を以て投票を閉鎖す。其の投
票を開き之を検するに投票総数有効なる
もの十票にして其の投票を受けたる人名
及び投票点数左の如し。

大橋安之助七票 藤井 貢 三票

右投票点数過半なるに依り大橋安之助を
以て当選者となす。

右選挙の顛末を記録し各員の面前に於て之

を朗読す。

議長は時刻も過ぎたるを以て喫飯休憩すべ

しと告ぐ 二時午後三十分。

(注 喫飯—晝食)

午後一時三十分議員着席

議長は是より助役選挙すべしと告ぐ。投票

用紙を配付す。

午後二時を以て投票を閉鎖す。其投票を開
き之を検するに投票総数有効なるもの投
票にして其投票を受けたる人名及び点数
左の如し。

井上亀一 六票 藤井 貢 三票

数森市三 一票

右投票点数過半なるに依り井上亀一を以て
当選者となす。

議長は右当選せし村長及び助役は村制の規

定に依り郡長を□□本県知事閣下の認可を請くるの手續を為す可き旨を告げ午後三時本会を閉ず。

明治二十二年五月十一日

議長 小山儀右衛門 ㊟
議員

中嶋太郎右衛門 ㊟
和田 市太郎 ㊟
中嶋 勝 治 ㊟

(別表)

助役投票採点

〇〇〇 参点 藤井 貢

〇〇〇〇〇 〇 六点 井上 亀一

〇 参点 数森 市三

(別表)

村長投票採点

〇〇〇〇〇〇〇 七点 大橋安之助

〇〇〇 参点 藤井 貢

3、高橋村の発足とその事務状況

明治三年高橋村事務報告の概要

一、庶務掛 村長之ヲ負担ス但シ執務多忙ニテ手合兼ネ候場合ハ各掛之ヲ補助ス

一、収 支 収入役之ヲ負担ス但シ算出集算等多忙ナル場合ハ各吏員之ヲ補助ス

一、戸籍事務 戸籍掛之ヲ負担ス但シ多忙ノ節ハ各吏員之ヲ補助ス

一、収税掛 土地台帖ニ係ル総テノ事ヲ負担ス但シ集算照合等ノ場合ハ各吏員雇員之ヲ補助ス

一、小 使 役場内ノ小使負担ス

- 一、使 丁 部内直チニ通知ヲ負担ス但し部内廻リ、間暇ニハ各掛ノ指揮ニヨリ相当ノ手伝ヲナス
- 一、雇 員 重ニ收税徴収ニ係ル事務其他各掛ノ事務差掛ヲ補助ス
- 一、第二項雑給料 実費弁償額予算ヨリ超過スルハ、郡治上ノ件、予算外ニ予備費流用ス
- 一、第六項繭糸品評会費ニ多分ノ不足ヲ生シタルハ出品ノ多数ト意外ニ賞與ノモノ多ク予備費流用ス。シカシ年々奨励ノタメ開会ヲ必要トシ其ノ際ハ少クモ二十円位ノ見込ヲ要ス
- 一、第三項会議費 米作改良伝習生手当ヲ支払ス但シ勸業事業ハナルベク一致シ共同改良法ヲ希望ス
- 一、諸徴収 各人民ノ進歩ニヨリ本日迄公売処分ノモノナク、日限ニ遅レタルモノナク、全ク大字各世話掛ノ注意ノタメ良好ナルモノト考ヘラル
- 一、役場事務 非常ノ事変ナク目下吏員ニ三十円内外ノ臨時雇入、月雇ヲシテ完全ヲ期ス見込ミ。シカシ現在委員ヲシテ上京セシメ居ル地価修正請願ト昨年ヨリ里道県道へ編入願ノ件ノタメニ事務ノ多忙ハ非常デアリ、コノ件ハ計リ難イモノアリ
- 一、職員勤務 年中十日内外ノ病氣又ハ止ム得ズ事故アルモ、相互ニ申合セ時間外又ハ夜業等モ遅滞ナク事務完全ヲ期シツツアリ
- 一、高橋村財産 現在役場備品ノ他ハ、其ノ利子ヲ得テ経費ヲ補助スルマデニ至ラズ、今後ハ共同一致シテ財産共有物ヲ造成シ、村ノ資力ニナスヨウ希望ス
- 一、出納検査 毎月末村長之ヲ検査ス

但シ一年度ノ前期ハ九月末、後期ハ三月末ニ村會議員互選ノ二名立会検査ヲナス

右予メ事務報告及ビ候也

明治二十四年八月十四日

高橋村長 大橋 安之助

4、合橋村の事務報告書

前述のように町村制施行により発足した当時の奥三村の行政の歴史を伝えるものに、事務的ではあるが郡へ出した「事務報告書」がある。

まず合橋村が明治二五年から六年に郡に提出した報告書には次のようにのべられている。

明治二五年四月一日現在の戸数割は、七二四戸、戸数割一戸平均一七錢五厘、商業税は一六人、一人平均五六錢、工業税は七五人、一人平均四六錢であった。

明治二四年中役場事務報告

庶務係ノ部

| | | | |
|----------|------|-----------|------|
| 一、戸籍事務件数 | 二九四件 | 一、衛生事務件数 | 一三件 |
| 一、兵事事務件数 | 六三件 | 一、雑件 | 一一九件 |
| 一、土木事務件数 | 二四件 | 一、村内通達・照会 | 二一九件 |
| 一、県事事務件数 | 七四件 | 一、送受籍数 | 六三件 |
| 一、勸業事務件数 | 六四件 | 一、他局書面往復数 | 三一八件 |
| 一、会議事務件数 | 一五件 | 一、出生人員 | 九七件 |
| | | 一、死亡人員 | 三九件 |

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

| | |
|--------------|--------|
| 一、人口異動数 | 四四件 |
| 一、村会数 | 五回 |
| 一、村長助役出張巡回数 | 六〇回 |
| 一、吏員出張巡回数 | 六六回 |
| 収税係ノ部 | |
| 一、土地台帖 | 一、一七三筆 |
| 一、諸營業ニ関ス件 | 七八件 |
| 一、国税及地方税ニ関ス件 | 七七四二件 |
| 一、村税ニ関ス件 | 三九二〇件 |
| 一、雑 件 | 二六八件 |
| 一、村内通達・照会 | 七九件 |
| 一、他書面往復 | 一九件 |
| 収入役ノ部 | |
| 一、金錢收入ノ数 | 九一号 |
| 一、支出ノ数 | 五四二号 |
| 一、報告ノ数 | 六七件 |
| 一、徴 集 | 一三度 |

一、領収証発布数 九一六四枚
 一、雑 件 七件

右二四年度中取扱事務件数報告候也

明治二十五年十月 合橋村長 浅沼七五郎

医師 堀田 強からの意見書 (原文次の通り)

合橋村会会議員諸君ニ贊助アラン事ヲ望ム

抑モ種痘法タルヤ衛生上尤モ年一年ヨリ世ノ進歩ト共ニ進行セリ 既ニ諸君ノ盡力ニ依リ昨年度ヨリ本年再三再四ノ普及法ヲ施行セラレタリ 其方法タルヤ因習ニ由テ人仕痘漿ヲ以テ足レリトセリ 其害タル学理上実ニ大ナリ 希クハ二十六年度ヨリ牛痘菌ヲ以テ施行セラレンコトヲ強ク深ク望ム所ナリ

明治二十六年三月三十日

医 士 堀 田 強 印

村会議長 大友 普殿

なお、当時の役場の吏員（職員）は、村長の推薦で村会に図られ、選挙で選任された。合橋村役場の記録によると、明治二五年三月の村会提出議案第一四号に次のような案件があった。

第十四号

役場吏員補欠選挙議案

大石 鉄之助
中尾 万太郎
喜旦 興市

右推薦候也

明治二五年三月 日提出

合橋村長 浅沼 七五郎

また、三役の一人である収入役は、村会に図って村長が郡長に報告し、郡長が選任した。

合橋村長

本年四月二三日付山本嘉左衛門合橋村収入役選任ノ件認可ス

明治二五年四月二九日

出石気多郡長 谷野 孝 印

なお、明治二五年度の合橋村の歳入歳出予算は次のようであった。

歳入 九百五十九円四十八銭六厘

歳出 九百四十三円八十八銭六厘 經常部

歳出 十五円六十銭 臨時部

四月一日現在七二四戸の戸数割地方税は

戸数別 七二四戸、負担金額二二六円七〇銭（一戸平均一七銭五厘）

商業税 一一六人、負担金額六四円九六銭（一人平均五六銭）

工業税 七五人、負担額三四円五〇銭（一人平均四六銭）

であつた。（個人別等級割は、別掲参照）

5、高橋村分村問題の経緯

町村制施行後七年を経た高橋村では、二九年八月、栗尾、平田、正法寺の三大字を以て高橋村より分離し、新に一村を設立するという「分村問題」が起り、村議會の問題となつた。その経過、理由書は次のようである。

議案第一号

右ノ理由ハ別図ノ通

出石郡高橋村ノ内久畑村、後村、東中村、小

右本村會議決ヲ要ス

坂村、大河内村、薬王寺村、佐田村ヲ合シテ

明治二十九年八月十二日

七ヶ村ノ一村ヲ立事

出石郡高橋村長

同村ノ内栗尾村、平田村、正法寺村ヲ合シテ

大橋 安之助

三ヶ村ノ一村ヲ立事

兵庫県出石郡高橋村分村ノ義二付理由

一、出石郡高橋村

戸数六百弐戸

大字拾ヶ村

内

七拾九戸

久畑村

拾五戸

後村

四拾壹戸

東中村

六拾五戸

小坂村

五拾弐戸

大河内村

八拾戸

葉王寺村

五拾三戸

佐田村

計七ヶ村 戸数三百八拾五戸

九拾三戸

栗尾村

八拾壹戸

平田村

四拾三戸

正法寺村

計三ヶ村 弐百拾七戸

合計

幅員

一、東西長廿四里

南北壹里

一、耕宅地反別六百三拾四町九反八畝拾歩

地価拾万弐千七百七拾六円六拾弐錢壹厘

内

反別四百六拾八町参反七畝廿九歩

久畑村外六ヶ村

地価六万参千八百七拾壹円四拾六錢参厘

反別百六拾六町六反拾壹歩

栗尾村外二ヶ村

地価参万八千九百五円拾五錢八厘

一、山林原野雜種地反別千三百四拾四町七反

八畝廿九歩

地価千六百八拾五円六拾六錢六厘

内

反別八百參拾四町四畝廿五歩

久畑村外六ヶ村

地価千五円七拾貳錢七厘

反別五百拾町七反四畝四歩 栗尾村外二ヶ村

地価六百七拾九円九拾參錢九厘

學校区域

一、學校尋常小學校 二

内

久畑尋常小學校 久畑・後・東中・小坂

大河内・薬王寺・佐田 七ヶ村

平田尋常小學校 栗尾・平田・正法寺三ヶ

村

理由

去ル明治廿貳年町村制実施現今ノ高橋村一村ノ發令相成候當時ヨリ既ニ土地不便自然人情

ノ異ルヨリ到底将来連合維持の見込無く候而
其際本村請願委員ヲシテ郡衙及本廳へ上縣事
情陳述出願仕候□□願意採納無く遂ニ今日迄
依然年月日ヲ經過仕候処其間農工商業ニ就キ
公共事業ヲ計畫發達ヲ計ラントスルモ常ニ七
ヶ村ト三ヶ村ノ間軋轢甚シク更ニ團結一致事
ヲ為スノ事實ナク甲唱乙駁氷炭相容レザルノ
有様ニテ大ニ本村内事業ノ發達利益ヲ害シ村
治上不利不尠到底連合ノ見込無く依テ今般本
村會ノ決議ヲ經其筋へ請願セントス。

結局これらの議案は成立せず、従来通り高
橋村の行政区域として存続することとなった。

6、明治二〇年代の村民生活の一面

明治二〇年(二八七)は不況の年で、義務教育が発足して以来の児童の就学率が四五%に低下した。もっとも実際の通学率はもっと低下し、岩波綜合年表は二七%程度であったとのべている。そのようであったから、自作農から小作農に転落するものも多く、全国の耕地面積中小作地の割合は、明治一六年(一九三)の三六・七%から、三九・三%と二・六%も増加した。

この年の九月の佐々木村の資料によると、村内の煙草作付面積は次表のようで、山村の副業として煙草が栽培されていたことを示している。

図表47・佐々木村煙草作付取調表

| 字番 | 地目 | 反別 | 植村 | 作付区別 | 種類 | 採収 | 乾上葉 | 地主氏名 | 耕作人氏名 |
|------------|----|--------------|----|------|----|-----|-----------|---------|-------|
| 川原田 二六四 | 田 | 一畝一七歩内 八歩 | 六月 | 麦 | 丸葉 | 一〇月 | 九百匁 | 多根太郎左エ門 | 同上人 |
| 合計 | | 六畝〇七歩 | 五月 | 麦 | 丸葉 | | 二十 四十匁 | 二十人 | 二十七人 |

(二六人の作付省略)

表中の乾上葉の二〇貫四〇匁は二二年三月の調であるが、地主は二〇人、耕作者は二七人で、作付反別六畝七歩、植付株数にして二、二九七株が作付けされていた。